

三条市の コミュニティ・スクール

地域とともにある学校づくりの推進

地域の未来を担う
子どもの育成



熟議

学校運営
協議会



協働



三条市では、地域の未来を担う子どもの育成を目指し、学校・家庭・地域が連携・協力しながら行う「地域とともにある学校づくり」を推進します。

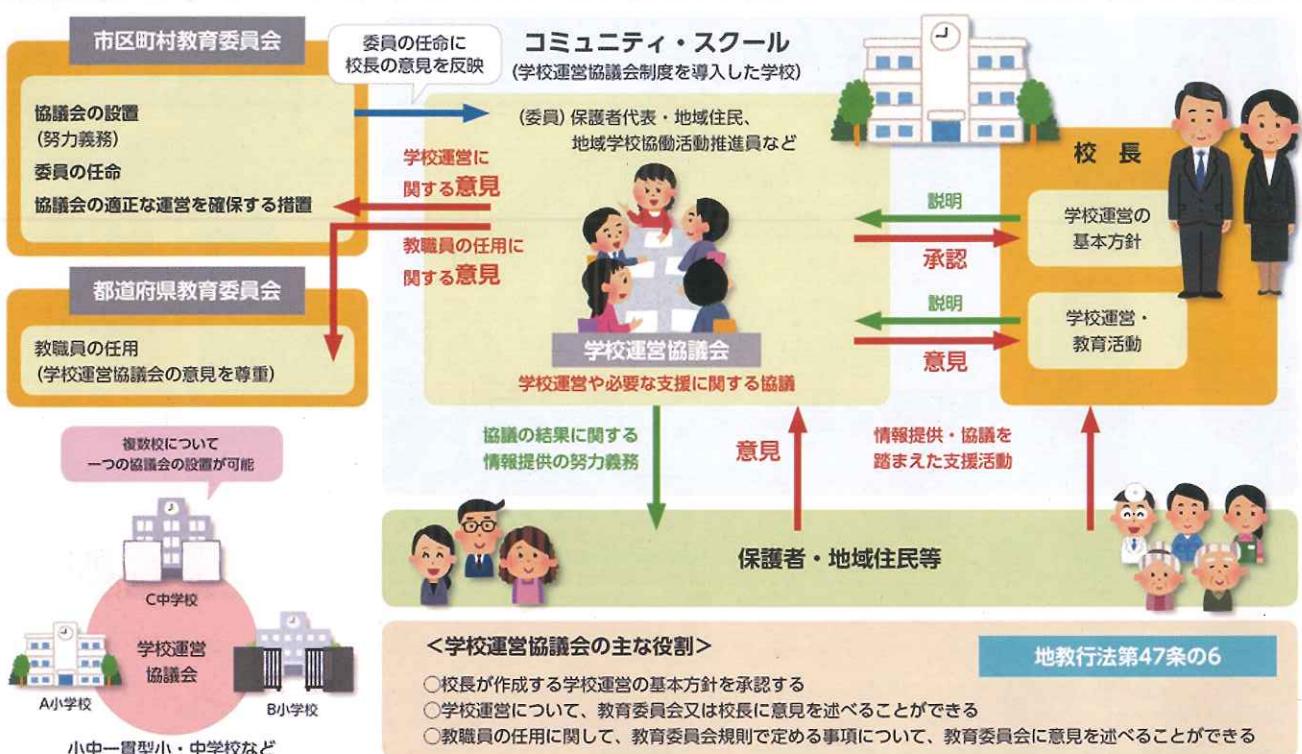
子どもの育成に関する様々な課題解決のために、学校・保護者・地域の代表が集まり、「熟議」と「協働」を行う中核となる組織として「学校運営協議会」を各学校に順次設置します。学校運営協議会を設置し、地域と協働する学校を「コミュニティ・スクール」といいます。

三条市教育委員会

「学校運営協議会」ってなに？

これまで学校は、たくさんの保護者・地域の方々から支援・協力をいただくことで、子どもの教育を充実させてきました。課題が多様化するこれからの時代を見据え、学校・家庭・地域がこれまで以上に連携・協力することで、子どもの教育をさらに充実させることができます。そのためには、保護者・地域の方々が学校の要請に応じて協力をする「支援者」から、学校の「パートナー」となり、積極的な「熟議」と「協働」によって、地域の未来を担う子どもたちの育成を一緒にしていくことが大切です。その「熟議」と「協働」を行う中核となる組織が「学校運営協議会」です。学校運営協議会は、学校・保護者・地域の代表などから組織し、学校運営や必要な支援に関する協議、具体的な取組を行います。（学園に一つの協議会を設置することも可能です。）

コミュニティ・スクールの仕組み



文部科学省パンフレットより(Community School 2017)

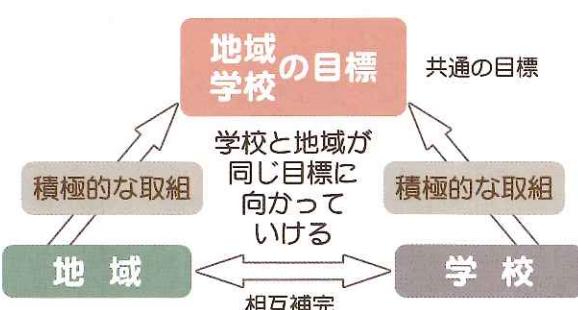
コミュニティ・スクールを導入するとこのように変わります！

導入前のイメージ



学校と地域の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていなかったりすると、「頼まれたからやる」というような受け身の姿勢になってしまったりすることがあります。

導入後のイメージ



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができます。それが主体的に取り組むので成果が上がり、お互いに達成感を味わうことにつながります。

コミュニティ・スクールの1年間の取組(例)

STEP
1

学校運営協議会の組織と体制を決定します

- ◇各学校の校長の推薦を受け、教育委員会が学校運営協議会委員として任命します。
- ◇各学校で、学校運営協議会を開催します。

初回は次のような内容(例)について話し合います。

- ・会長、副会長、CSディレクター(事務局担当)の選出
※「CS」とはコミュニティ・スクールの略です。
- ・学校運営の基本方針の説明(校長)・承認
- ・子どもたちの様子や育成について意見交換
- ・学校運営協議会規約の決定・承認



STEP
2
熟議

共通の課題や目標、解決の方策について「熟議」します

「熟議」とは、参加者が主体的に「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことです。「熟議」によって学校・家庭・地域が目標を共有したり、それぞれの立場でできる取組、一緒にできる取組について考えたりします。



STEP
3
協働

「協働」により、具体的な取組を行います

「熟議」した取組は、すべてすぐに実行できるとは限りません。できることから取り組むことが大切です。1年目に「熟議」したことを、次年度の「協働」につなげることもあります。



STEP
4

1年間をふり返り、次年度の見通しをもちます

- ◇1年間の取組や学校評価などから、子どもの育成についての成果と課題、次年度の活動の方向について話し合い、共有します。
- ◇校長は次年度の学校運営の基本方針を示し、委員から承認をもらいます。

コミュニティ・スクールに関するQ&A

Q1 コミュニティ・スクールと小中一貫教育はどのような関係ですか。

A. 三条市が進めている小中一貫教育では、各学園で育てたい子ども像を共有し、9年間の子どもの成長を見通しながら教育を行っています。その際、教員の考えだけで一貫教育を行うのではなく、保護者・地域の代表の考えを取り入れたり、協力を得たりすることによって取組が充実してきました。コミュニティ・スクールも同様に、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、子どもの育成を行うしくみです。三条市が目指す、「ふるさと三条を愛し、誇りに思う子どもの育成」に向けて、小中一貫教育の取組との相乗効果が期待できます。

Q2 CSディレクターとは、どのような役割を担うのですか。

A. 各学校運営協議会に1人ずつ配置し、教員でない保護者・地域の方が担います。都合がつく日時に学校に足を運んだり、学校の担当職員と連絡を取り合ったりしながら、主に次の役割を担います。

- ・学校運営協議会の会議運営（開催案内の作成、会議資料の印刷等）や学校運営協議会委員との連絡・調整など学校運営協議会の事務局としての役割
- ・学校ボランティアの募集・調整など、地域住民や関係機関との総合窓口としての役割

Q3 どのような取組が行われ、効果をあげていますか。

A. 平成29年4月の法改正で、コミュニティ・スクールの導入が努力義務化したこともあり、全国的に導入が進んでいます。導入した学校やその地域では、例えば次のような取組が行われ、効果をあげています。

取組 学校と地域の合同防災訓練を行うことにしました。

効果 子どもたちが地域の訓練に参加することをきっかけに、地域への所属意識が高まり、子どもたちの地域行事への参加が増えています。

取組 地域の方々へ、学校ボランティアとして積極的に学校の教育活動に参加してもらうように呼びかけることにしました。

効果 学校は支援の手があることで助かり、参加したボランティアも子どもたちに感謝されることで充実感を得ました。その結果、学校ボランティアの数が年々増えています。

問い合わせ先

三条市教育委員会 小中一貫教育推進課 教育センター

電話：0256-45-1116 FAX：0256-45-5309
メール：kyouikucenter@city.sanjo.niigata.jp